

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成30年12月8日 03時12分ごろ
発生場所	広島県福山市 <sup>はしり</sup> 走島北西方沖 走港中北防波堤西灯台から真方位336° 1,160m付近 （概位 北緯34° 21.6′ 東経133° 25.6′）
事故の概要	貨物船 <sup>しんぼう</sup> 進朋は、南南西進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成31年1月31日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 進朋、749トン
船舶番号、船舶所有者等	141821、脇坂海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損、錨索に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、南南西進中、船長が乗組員による船倉の清掃作業を気にしながら航行していたところ、走島北西方沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）の標識灯に気付かず、本件施設に進入し、のり網及び錨索が損傷した。
分析	本船は、南南西進中、船長が、乗組員による船倉の清掃作業に意識を向けて航行したことから、標識灯に気付かず、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南南西進中、船長が、乗組員による船倉の清掃作業に意識を向けて航行したため、標識灯に気付かず、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、目視及びレーダー等あらゆる手段を用いて養殖施設を見逃すことがないよう常時適切な見張りを行うこと。